

◆厚生労働政策最前線／自民党部会長に聞く

日本経済の持続的成長のために、国民全体で「働き方改革」の実現を



はしもと がく

昭和49年生まれ、岡山県出身。関西学院高等学校、慶應義塾大学環境情報学部、同大学院政策・メディア研究科修士課程修了後、平成10年三菱総合研究所入社。17年衆議院議員に初当選し、現在4期目。27年自民党外交部会長、28年厚生労働副大臣、29年8月より現職。

から20年余りで1000万人の生産年齢人口が減つているからです。現在、政府も懸命に少子化対策などの施策を行っていますので、出生数は上がるかもしれません。しかし、こうした施策の効果が現れたとしても、生産年齢人口の定義は15歳を起点にしていますので、早くてもあと15～16年たたないと生産年齢人口の減少傾

向は解消されません。
安倍内閣として「働き方改革」を最初に打ち出したのは、2016年に1億総活躍を提唱した時で、GDP600兆円の実現を目指に掲げました。まさに「働き方改革」こそ最大の課題と位置付け、官邸に「働き方実現会議」をつくり、議論を重ねて今に至っているのです。

過去20年間、日本社会は、女性の社会進出、高齢者の再雇用、定年の延長などさまざまな人が働けるように努力し続けてきました。就業者数全体で見ると、正規雇用、非正規雇用といういろいろ形態がありますが、全体では100万人しか減っていません。今後十数年を見据えると、生産年齢人口がどんどん減っていく中で日本経済が成長を持続していくには、国民全体で生産性を上げていくことを考えていくしかないということをころから「働き方改革」がスタートしていることをご理解いただきたいと思います。

――では、具体的に「働き方改革」に対する意識を変えていく

――では、具体的に「働き

――では、具体的に「働き

◆厚生労働政策最前線／自民党部会長に聞く

日本経済の持続的成長のために、国民全体で「働き方改革」の実現を

=健康増進法改正は、全体として受動喫煙対策が進むという形での合意形成を目指す=

衆議院議員（自民党厚労部会長）

橋本 岳

安倍総理は、第196回通常国会の施政方針演説で、「働き方改革」実現に意欲を示し、今国会で「働き方改革」法案が成立するかが大きな焦点になっている。また、東京五輪・パラリンピックを目前に控え、受動喫煙防止対策を盛り込んだ健康増進法改正もクローズアップされている。今回は、昨年夏まで安倍内閣の下で、厚生労働副大臣（労働行政担当）を務め、現在は自民党厚労部会長として両法案成立に向け、調整に当たっている衆議院議員・橋本岳氏に話を聞いた。

(聞き手・中村 幸之進)

橋本 「働き方改革」法案は、今国会でしつかりと議論し、ぜひとも成立させていかなければいけない法案だと考えています。

なぜならわが国は少子化あるいは超高齢化に直面し、生産年齢人口の動向を調べてみると、1997年が生産年齢人口のピークで、それ

安倍総理は、第196回通常国会の施政方針演説において、「働き方改革」の実現を表明されました。橋

本議員は、昨年まで安倍内閣の下で厚生労働副大臣を務められ、現在は自民党厚労部会長として法案成立に向けたまとめ役のお立場

ですが、改めて「働き方改革」導入の背景から教えてください。

「働き方改革」法案について見ていくたいと思いますが、戦後の労働基準法制定から70年ぶりの改正ということでも注目されています。橋本議員のお考えをお聞かせください。

橋本 現在の労働行政や労働基準法を考えた時に、ほとんどの業態で時間規制はじめとして、時間で残業代を払うような仕組みになっています。もちろん時間での労働形態がフィットする人たちもたくさんおられるとは思いますが、例えば子育てや介護をしながらとか、障害をもつておられる人たちなど、ご自分の事情の中で仕事をして、しっかりと稼げる社会を創っていくことの方がより重要です。つまり国民皆が個々の事情で働き、国全体としてトータル

日本経済の持続的成長のために、国民全体で「働き方改革」の実現を

必ずしもオフィスに座つて仕事をする必要がない労働者に対して、そういうた働き方にふさわしい制度として高度プロフェッショナル制度（高プロ制度）を創設する方向です。

もちろん、個々の業種ごとに、高プロ制度や裁量労働制など違いが出てくるのは当然です。ただ、いずれにせよ、正社員が、過労して働くのが当たり前の労働形態はもはや改めないと、アルバイトでしか働けないという事情をお持ちの皆さんの稼ぎが相対的に安いという点も正していくべきでしょう。働いた時間や能力に応じて、きちんと稼げる、同じ仕事をしたのであれば同じ給料、同一労働同一賃金になるわけですか

ら正社員に非正規社員の給料をだんだん寄せていく、みんなで稼ぐ格好にしないといけないというのが「働き方改革」の本質なのです。

――今回の「働き方改革」法案には、働く側の規制を変える点がクローズアップされていますが、生産年齢人口が減っていく中で、日本経済が持続的に成長していくようにしていくことが目的なのであれば、経営する側、つまり企業に対する施策も必要なものではありますか。

橋本 指摘の通りです。今回の法案には、働く側の規制を変える話しか含まれていませんが、短い時間でいかに効率的に稼ぐかという視点での生産性革命を、経営者の皆さんに実行していくく

うと、高プロ制度や裁量労働制など違った民需は、持ち直しつあるものの、足踏みがみられる。経済成長の陰路の根本は、人口問題という構造的な問題に加え、イノベーションの欠如による生産性向上の低迷、革新的技術への投資不足。日本経済の再生を実現するためには、投資やイノベーションの促進を通じた附加価値生産性の向上と、労働参加率の向上を図ることが必要。

働く人の視点に立った働き方改革の意義（基本的考え方）

- ・日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働く人一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする。
- ・働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。社会問題であるとともに経済問題。
- ・雇用情勢が好転している今こそ、政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要。これにより、人々が人生を豊かに生きていく、中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。

経済社会の現状

- ・4年間のアベノミクスは、大きな成果を生み出した。

- ✓ [名目GDP]47兆円増加、9%成長
✓ [賃上げ]「一ヶ月」が4年連続で実現しつづける
✓ [有効求人倍率]25年ぶりの高水準、史上初めて47全ての都道府県で1倍超。
- ✓ [正規雇用]26か月連続で前年を上回る勢い。
✓ [相対的貧困率]足元で減少、子供の相対的貧困率は初めて減少に転じた。

日本の労働制度と働き方にある課題

- | | |
|-----------------|---|
| 正規、非正規の不合理な待遇の差 | 正当な待遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起こさせ、顧問うという意欲をなくす。 |
|-----------------|---|

- | | |
|-----------------|---|
| 世の中から「非正規」という言葉 | 正規と非正規の理由な格差を埋めなければ、自分の能力を評価されて、正規労働者が得感が頗る。得感は労働者が働くモチベーションを誘導するインセンティブとして重要、それによって労働生産性が向上していく。 |
|-----------------|---|

- | | |
|-------|---|
| 長時間労働 | 健康的な雇用だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因。 |
|-------|---|

- | | |
|----------------------|--|
| 長時間労働を自慢するかのような風潮がある | 長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どういった環境で、労働生産性向上につながる。 |
|----------------------|--|

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 単線型の日本のキャリアパス | ライフステージに合った仕事の選択ににくい。 |
|---------------|-----------------------|

- | | |
|---------------|--|
| 複数型の日本のキャリアパス | 転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣習を確立すれば、自分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計可能。付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国民全体の生産性の向上にも寄与。 |
|---------------|--|

タルで稼いでいる社会を創る時代に差し掛かっているのです。言い換えれば、「長い時間働いたら、売り上げが上がる」というビジネスモデルだけだと、生産年齢人口が減っている社会構造の中ではGDPが落ちてしまう。だからこそ、国民全員で労働に対する意識を変えていくことが重要になっているわけです。

――詳しく教えてください。

橋本 具体的に、工場などで部品を組み立て、製品を1時間に5個作る場合を考えてみましょう。5時間働けば25個できます、10時間だつたら50個できますという世界だつたら、長時間労働いた方が稼げるわけです。こういう製造業のような場合、「労働者の皆さんをずっと

と働かせ続けるのはよくなっています。やつぱり制限しないといいと、いとけないよね」という考え方が必要になつてくる。しかし、例えば、企業の企画部門の方など、さまざま専門性を持つ、コンサルタントなどに従事されている労働者の働く物差しというのではなく、単に1時間彼らといふ専門性で、例えばレポート1本幾らのような仕事を従事しておられるわけです。その場合、オフィスで9時~5時まで机に座つて仕事をする必要は全くないと言えるでしょう。例えば、自宅で仕事をした方が集中できるかもしれないし、屋外に出て散歩をしながらの方がむしろインスピレーションが湧くかもしれません。こういう専門性が高く、

ています。当然ながら、「働く人が無理しないで働くような環境を創ります」と言うだけだつたら、企業の売り上げが落ちてしまつた場合にどうすることもできません。従つて「働き方改革」とともに生産性革命を実施して、意欲的な企業に対する投資への支援を行うなどの施策をセットにしていかないと意味がないと思っています。

――今、橋本議員がお話をされたように、「働き方改革」と企業による「生産性革命」がワントセットであれば、安倍総理が「働き方改革は成長戦略そのもの」と意欲を示されたことが理解できますね。あと厚生労働省は、「働き方改革」関連法案の柱である残業時間の上限規制と同一労働同一賃金

について、中小企業は当初の予定から適用をいずれも1年間遅らせる修正案を自民党に示したと報道されました。この点についても詳しく述べていただきたいのですが。

橋本 これは、中小企業サイドから「働き方改革」に対応するため、「準備期間を設けてほしい」との要望が出ていて、厚労省もその要望を踏まえて上限規制は20年度、同一労働同一賃金は21年度から実施すると提案されました。特に同一労働同一賃金については、就業規則や賃金表などを整理しないと実現できないわけですね。しかも、前述の通り、同一労働同一賃金の枠組みの中でなぜ非正規職員の給料が正規職員と比べてこれだけになつているのか

について、中小企業は当初の予定から適用をいずれも1年間遅らせる修正案を自民党に示したと報道されました。この点についても詳しく述べていただきたいのですが。

橋本 これは、中小企業サイドから「働き方改革」に対応するため、「準備期間を設けてほしい」との要望が出ていて、厚労省もその要望を踏まえて上限規制は20年度、同一労働同一賃金は21年度から実施すると提案されました。特に同一労働同一賃金については、就業規則や賃金表などを整理しないと実現できないわけですね。しかも、前述の通り、同一労働同一賃金の枠組みの中でなぜ非正規職員の給料が正規職員と比べてこれだけになつているのか

日本経済の持続的成長のために、国民全体で「働き方改革」の実現を

「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

厚労省「望まない受動喫煙」対策の基本的な考え方より

—— 橋本 サラリーマンの控除はしっかりとしているのに、生産年齢人口が減っているのも、人手不足の実情の中で、現実は、わが国が抱える構造的な要因であり、一時的な問題ではありません。そうした場合に、1年間とは表がきちんとしている。中でも、大企業だけを「賃金が広がってしまうのではないかとの指摘もあります。

橋本 そのご指摘については、実は僕も同じ懸念を持っています。昨年の厚労副大臣在任時には、「本当は固まるかどうかの結論まで明言できませんけれども、内で議論中ですから、それで明言できませんけれども、猶予がいるだらうと理解しています。現時点(2018年2月20日現在)で、自民党は明言できませんけれども、

—— しかし、「働き方改革」の制度設計上、1年でも大企業と中小企業と差を設けてしまうと、かえつて格差が広がってしまうのではないかとの指摘もあります。

橋本 そのご指摘については、実は僕も同じ懸念を持っています。昨年の厚労副大臣在任時には、「本当は

という説明義務が入ります。つまり、ちゃんと説明できる給与表になつていないといけない。こうした点について、大企業の場合、ある程度整備されているかも知れないけれど、中小企業についてはもう少し時間的な猶予がいるだらうと理解しています。

そこで差をつけない方がいいんだけどな」と内心では思つていました。と言うのも、人手不足の実情の中で、生産年齢人口が減っている現実は、わが国が抱える構造的な要因であり、一時的な問題ではありません。そ

うした場合に、1年間とは表がきちんとしている。中でも、大企業だけを「賃金が広がってしまうのではないかとの指摘もあります。

橋本 サラリーマンの控除はしっかりとしているのに、生産年齢人口が減っているのも、人手不足の実情の中で、現実は、わが国が抱える構造的な要因であり、一時的な問題ではありません。そ

ういうことも重要な視点です。これまで日本の税体系としては、サラリーマンのライフスタイルを念頭に置いてきましたが、自営業やフリーランスの皆さんの中でも、人手不足の実情の中で、現実は、わが国が抱える構造的な要因であり、一時的な問題ではありません。そ

ういうことでも重要な視点です。

—— 昨年、閣議決定されても、「説明願えますか。

橋本 サラリーマンの控除はしっかりとしているのに、生産年齢人口が減っている現実は、わが国が抱える構造的な要因であり、一時的な問題ではありません。そ

ういうことでも重要な視点です。

—— 橋本 「ラグビーワールドカップ開催地は、公共施設や職場において罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っています。例を挙げる

と、リオデジャネイロは屋内禁煙で飲食店のテラス席や路上での喫煙は可能、先日冬季五輪を終えたばかりの平昌の場合は、原則建物内禁煙、ただし飲食店などでは喫煙室設置が認められ

ているといった具合です。当然、日本の場合も、受動喫煙防止対策がどのようになるか行方が注目されています。

橋本 厚労省には汗をかいてもらつていると思いま

すが、きちんとまとめてい

ます。と言うのも今国会で法律として成立させないと、

う現実があります。これは制度設計上、時代の流れに合わないということで今回の法改正、つまり基礎控除の見直しの対象になつたとの懸念を持ったからです。ですから、僕はそういう質問をされた時は正直に自分の気持ちをお伝えしてきました。ただ、今回は中小企業団体の皆さんからのご要望なので、厚労省もこのようない提案をしてこられたと

いう事情は理解しなければ終えるということではなく、この会社に勤めて一生そこで終えるということですが、例えばどこかのスタイルを定着させることを労使双方に認識してもら

—— 橋本 具体的な総括は、まだ調整中の段階ですのでご容赦いただきたいと思いますが、さまざまな施設について、きちんと罰則をかけ

—— 橋本 「望まない受動喫煙」対策の基本的な考え方(案)が明らかになりました。橋本議員は、自民党厚労部会長として、今回の厚労省案をどのように評価されていますか。

—— 先般、厚労省による「望まない受動喫煙」対策の基本的な考え方(案)が明らかになりました。橋本議員は、自民党厚労部会長として、今回の厚労省案をどのように評価されていますか。

—— 先般、韓国で開催された平昌冬季五輪が閉会しました。いよいよ、2020年東京五輪・パラリンピックが目前に迫る中で、健康増進法の改正もクローズアップされています。現在、国際オリンピック委員会(IOC)と世界保健機関(WHO)は、「たばこのないオ

◆厚生労働政策最前線／自民党部会長に聞く

日本経済の持続的成長のために、国民全体で「働き方改革」の実現を

—— 今回の厚労省の基本的な考え方の中には、加熱式たばこも盛り込まれていますが、これについて橋本議員のお考えをお聞かせください

さあさまな視点を踏まえた上で、全体として受動喫煙対策が進むべき形での意形成を目指す

店なのかについてさまざま
な議論がされているわけで
す。従つてしつかり議論し
て決着させるよう努め
たいというのが、自民党厚
労部会長としての偽らざる
心境です。

とか、経営に対し多大な影響を及ぼすような規制は決して望ましいことではないというのも共通しているベースラインなのです。だからこそ具体的に店舗の大きさなのか資本力なのか、あ

加熱式たばこが販売されており、いざれも灰皿に置いた時に煙がもくもく出るようないわゆる副流煙は出ません。とは言え、当然たばこのなので、口で吸うと、ニコチンは身体の中に入りますし、そのほかの物質も紙巻きと比べると少ないけれども出ています。こうした中で、加熱式たばこがどう影響を与えるのかというのは、まだ調査中でより研究が必要な状況だと理解して

橋本 加熱式たばこについての規制をどうかけていいのかというのは、まさに議論が分かれている状況です。現時点で「こうです」とはなかなか申し上げにくいというのが正直なところです。

いのは、僕たちは、たばこを好きで吸っている人たちがたくさんおられるということをきちんと認識していることです。僕自身は、たばこは吸いませんが、父親の橋本龍太郎は、大のヘビースモーカーでした。厚労省だって「たばこを撲滅しろ」なんてことは一言も触れていません。たばこの生産や販売で生活をしている人たちがたくさんおられるといふ面もありますし、その人

——加熱式たばこが紙巻きたばこよりも影響が少ないというのには分かる。ただ、今ある製品だけが加熱式たばこのすべてなのかな分からぬといふことも頭に置いていた方がいいとは思っています。

ばこの煙を吸うとぜんそくになつてしまふ人たちも実際におられるわけです。そういう人たちが心置きなく行ける場所をできるだけたくさんつくつしていくといふ視点も大事なことだと思つています。さまざま皆さんの立場を踏まえた上で、全体として受動喫煙対策が進むという形で合意していくればと考えています。

ただ、受動喫煙防止については、例えば子どもや妊婦さんなどがたばこの煙を吸つたら身体に悪いという、ある意味当然のところからスタートしています。單に

現在の健康増進法は受動喫煙防止対策について、例えれば、お店の店主や雇用主などに対し「なるべく防ぐように努力をしなさい」という努力義務の規定しかありません。昨年、厚労省が「基本的な考え方」についての素案を出して、今回も案を公表したわけですが、この二つに共通しているのは、病院、行政機関、学校などの公共施設と職場を原則屋内禁煙にしたことです。ただし、病院では、「基本的には敷地内禁煙だけど、敷地内の目立たないところに喫煙スペースを設置してもいいですよ」ということをうたつており、オフィスについても喫煙専用室などを設置して

——新聞メディアの報道を見ると、「昨年の素案に比べて今回の『基本的な考え方』案が大きく後退した」という反応がありました。

橋本 何より重要なのは、現在の健康増進法と比較し、受動喫煙防止対策を盛り込んだいくことです。今の構成からすると、厚労省が出した今回の『基本的な考え方』案と昨年の素案のいずれもそれなりに規制をかける案だと言えるのではないでしようか。

——飲食店の取り扱いについてはいかがでしょう。これが、今回の健康増進法改正の大きなポイントのように思えます。

考観方があり、また決まりません。ただ、考えておかねばならないのは、歐米と日本では、公共やパブリックというものの考え方には違いがあり、飲み屋さんなどの飲食店において、受動喫煙をどう考えるかについてもさまざまな議論があるという点です。

——と言いますと。



飲食店での受動喫煙防止対策は、今回の健康増進法改正の大きなポイントだ。（編集注：写真はイメージ）

た受動喫煙対策という点では非常に画期的だと評価しています。

て、喫煙者の皆さんにはそこで吸つていただこうとしています。

食店に対しどのように規制をするのかという点については、さまざまな御意見や

屋さんは含まれませんよね。――なるほど。